

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………（医療業務課）	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………（医療業務課）	1
○北海道病院事業会計に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにこれらの店舗において取り扱わせる事務の範囲の一部改正……………（道立病院室）	2
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	2
○土地改良区の合併……………（農業施設管理課）	2
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	2
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	2
○土地改良事業の工事の完了の届出……………（農業施設管理課）	2
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	3
○森林法による通知に代える公示（3件）……………（治山課）	3
○道路の供用の開始……………（道路課）	4
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	4
○景観計画の変更……………（都市計画課）	4
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（出納局総務課）	5
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（会計事務センター）	5
道監査委員告示	
○北海道監査委員の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程……………	5
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	5
告 示	
北海道告示第219号	
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急	

病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部医療政策局医療業務課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道立紋別病院（紋別市）

J A北海道厚生連佐呂間厚生病院（佐呂間町）

北海道告示第220号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項医療法人徳洲会札幌徳洲会病院の事項中「平成23. 3.31」を「平成26. 3.31」に改め、同項医療法人五月会小笠原クリニック札幌病院の事項中「石山東7丁目1番28号」を「真駒内緑町1丁目2番1号」に、「平成24. 9.30」を「平成26. 3.31」に改め、同項に次の1事項を加える。

医療法人五輪橋整形外科 札幌市南区川沿2条1丁目2番56号 平成26. 3.31
病院

小樽市の項医療法人社団島田脳神経外科の事項中「平成23. 3.31」を「平成26. 3.31」に改める。

帯広市の項社会医療法人北斗北斗病院の事項中「平成23. 3.31」を「平成26. 3.31」に改める。

岩見沢市の項岩見沢市立栗沢病院の事項中「平成23. 3.31」を「平成26. 3.31」に改める。
網走市の項特別医療法人明生会網走脳神経外科・リハビリテーション病院の事項中「特別医療法人明生会網走脳神経外科・リハビリテーション病院」を「社会医療法人明生会網走脳神経外科・リハビリテーション病院」に改める。

留萌市の項社会医療法人孝仁会留萌セントラルクリニックの事項中「平成23. 3.31」を「平成26. 3.31」に改める。

苫小牧市の項医療法人同樹会苫小牧病院の事項中「平成23. 3.31」を「平成26. 3.31」に改める。

紋別市の項北海道立紋別病院の事項中「北海道立紋別病院」を「広域紋別病院」に、「平成24. 3.31」を「平成26. 3.31」に改める。

滝川市の項医療法人翔陽会滝川脳神経外科病院の事項中「平成23. 3.31」を「平成26. 3.31」に改める。

恵庭市の項医療法人社団我汝会えにわ病院の事項中「黄金町28番6」を「黄金中央2丁目1番地の1」に改める。
岩内町の項中「平成23. 3.31」を「平成26. 3.31」に改める。
佐呂間町の項を削る。
むかわ町及び中標津町の項中「平成23. 3.31」を「平成26. 3.31」に改める。

北海道告示第221号

昭和62年北海道告示第1446号（北海道病院事業会計に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにこれらの店舗において取り扱わせる事務の範囲）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年4月1日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 出納取扱金融機関の表中
「北見中央支店 収納及び道立北見病院の支払」を「北見中央支店 収納及び道立北見病院の支払」に改める。
紋 別 支 店 収納及び道立紋別病院の支払」

北海道告示第222号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成23年3月23日、空知土地改良区の定款の変更を認可した。
平成23年4月1日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第223号

三石土地改良区及び静内町土地改良区の合併により、平成23年4月1日、静内町土地改良区は解散した。
三石土地改良区は、合併後存続し、定款を変更し、名称を新ひだか土地改良区に変更した。
平成23年4月1日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。
その関係書類は、平成23年4月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日
北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業	の 種 類	縦 覧 場 所
日高幌別	農業用排水施設、農用地改良保全施設、区画整理、客土、暗渠排水		北 海 道 日 高 振 興 局
報 徳	農業用排水施設		北海道上川総合振興局

北海道告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（達布中央地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成23年4月5日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成23年4月1日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、オロロン土地改良区を行う土地改良（千代田地区災害復旧〔農業用施設〕）事業の工事を平成23年2月28日に完了した旨の届出があった。
平成23年4月1日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第227号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。
平成23年4月1日
北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業	の 種 類	完 了 年 月 日
猿払北部	一般農道整備〔集乳農道〕		平成22.11.10
幌 延	同		同 22.10.29

北海道告示第228号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成23年4月1日

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡浜中町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜中町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡倶知安町・上川郡東川町（以上2町について
の所在場所 次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第229号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年4月1日

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡安平町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
石狩市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡安平町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに石狩市役所及び安平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第230号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を弟子屈町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年農林水産省告示第600号のとおりである。

平成23年 4 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

川上郡弟子屈町字釧別11の196、11の197所在の森林について所有権を有する 森田 一

川上郡弟子屈町字釧別11の196、11の197所在の森林について所有権を有する 森田 文恵

北海道告示第231号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第33条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を弟子屈町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年農林水産省告示第601号のとおりである。

平成23年 4 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

川上郡弟子屈町字奥オソツバツ原野95所在の森林について所有権を有する 船木 貞夫

北海道告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 及び第33条第 6 項において準用する同法第 3 項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を豊頃町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年北海道告示第145号のとおりである。

平成23年 4 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

中川郡豊頃町湧洞1315所在の森林について所有権を有する 伊藤 裕康

中川郡豊頃町湧洞1317所在の森林について所有権を有する 野村 弘子、村西 賀津子、高橋 好志子

中川郡豊頃町湧洞1318から1320まで所在の森林について所有権を有する 竹中 みよ

中川郡豊頃町湧洞1326所在の森林について所有権を有する 竹中 淳訓

中川郡豊頃町湧洞1328所在の森林について所有権を有する 竹中 成子

中川郡豊頃町湧洞1330所在の森林について所有権を有する 竹中 一豪

北海道告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道道 奈 江 富 良 野 線 空知郡中富良野町字中富良野6996番地 平成23. 4. 1

北海道 上 川 総 合 振 興 局 先から富良野市字学田87番 2 地先まで

旭 川 建 設 管 理 部

道道 中 藻 興 部 興 部 線 紋別郡興部町字秋里361番 1 地先から 同

北海道 オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局 同郡興部町字秋里353番 2 地先まで

網 走 建 設 管 理 部

北海道告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路 線 名 音更新得線

3 道路の区域

区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

河東郡音更町新通15丁目 1 前 18.60mから 100.00m 一般国道241号重複

番 1 地 先（一般国道241号 31.20mまで L = 10.00m

交点）から同郡音更町大通 後 18.60mから 100.00m 一般国道241号重複

14丁目 8 番 2 地先まで 31.20mまで L = 10.00m

北海道告示第235号

景観法（平成16年法律第110号）第 8 条第 1 項の規定により策定した北海道景観計画を次のとおり変更した。

その図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに各総合振興局及び振興局の建設管理部建設行政室建設指導課及び産業振興部建設指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 変更内容 別図 北海道景観計画図

2 変 更 日 平成23年 4 月 1 日 北海道告示第236号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成23年 4 月 1 日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 財務会計トータルシステム業務処理委託 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成23年 3 月17日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道 (2) 住 所 札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 1 番地 4 随意契約に係る契約金額 313,425,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 1 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道告示第237号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。 平成23年 4 月 1 日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項畑中定男の事項を削り、同項に次の 1 事項を加える。 株式会社山三梅谷商店 平成23. 4. 1 株式会社山三梅谷商店渡島合同庁舎売店	北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成23年 4 月 1 日 北海道監査委員 沢 岡 信 広 北海道監査委員 喜 多 龍 一 北海道監査委員 坂 本 人 士 北海道監査委員 太 田 博 北海道監査委員の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程 北海道監査委員規程の組織及び運営に関する規程（平成 8 年北海道監査委員告示第 1 号）の一部を次のように改正する。 別表第 2 代表課長専決事項の第 5 号を次のように改める。 5 職員に併職及び併職の解除を命ずること。 附 則 この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
道 監 査 委 員 告 示 北海道監査委員告示第 1 号	道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第162号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年 4 月 1 日 北海道警察本部長 殿 川 一 郎 1 落札に係る物品等の名称及び数量 デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）） 45台（1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価） 2 落札を決定した日 平成23年 3 月 4 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社三好商会 (2) 住 所 札幌市中央区大通西18丁目 1 番地 4 落札金額 基本料金 一式 0 円 複写料金 1 枚以上 1 枚当たり 60 銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告

平成23年 1 月21日付け北海道警察本部告示第35号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

正 誤

○平成23年 3 月11日（第2262号）

北海道告示第154号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

20 左 14

誤 平成23. 3. 11

正 平成23. 3. 1
